

令和元年度に主務省令期間が終了した行政執行法人に係る  
効率化評価の結果について（案）

令和 2 年 12 月 4 日  
独立行政法人評価制度委員会

- 1 令和元年度に主務省令期間（※）が終了した行政執行法人の、当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況に係る評価（いわゆる効率化評価）について、評定の根拠等が適切に記載されているかといった観点から調査審議したところ、独立行政法人通則法第 35 条の 11 第 7 項に基づき意見を述べる必要があると考えられるものはなかった。

※ 独立行政法人通則法第 35 条の 11 第 2 項の規定により主務省令で定める期間

- 2 調査審議においては、ほぼ全ての評価項目において、評定に至った根拠等の合理的かつ明確な記述が確認できた。

一方で、一部の法人において、主務省令期間の途中で業務実績の測定方法を変更しており、一部の年度に係る年度評価と効率化評価で業務実績の測定方法が異なるにもかかわらず、その理由が十分に記載されていないものが見られた。

主務大臣は、あらかじめ目標に記載した主務省令期間全体での目安や方向性に沿って法人の業績を中期的な観点からの確に把握するため、主務省令期間中は、一貫した方法で業務実績を把握することが望ましく、やむを得ず期間中に業務実績の把握方法を変更する場合は、その理由を十分に説明することが望まれる。

- 3 委員会としては、法人の創意工夫により高い水準で業務の効率化を達成したような場合には、そうした良い取組を継続・発展させ、更に高い目標を目指していけるよう、主務大臣においてその工夫を適切に評価することにより、法人の役職員のモチベーション向上につなげていくことを期待する。

主務大臣におかれては、今回の調査審議結果を踏まえて、来年度以降に行う行政執行法人の年度評価等を適切に実施されたい。